

事務連絡
平成27年7月2日

建設業労働災害防止協会 会長殿

労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長

平成27年度委託事業「ラベル・SDS活用促進事業」について

労働安全衛生行政の運営につきましては、日頃から御理解御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の労働安全衛生法の改正により、安全データシート（SDS）の交付義務対象物質640物質についてリスクアセスメントが義務化され、また、譲渡・提供時の容器等へのラベル表示義務の範囲が現在の約100物質から640物質まで拡大されました。これらの改正については、平成28年6月1日に施行されることになっています。

このため、化学物質による健康障害防止対策に関し、特に中小規模事業場における適正な化学物質管理の実施を促進していく観点から、厚生労働省においては、平成26年度より標記の委託事業を下記のとおり実施しています。

本事業では、ラベルやSDS（安全データシート）の作成方法やこれらを活用してリスクアセスメントなど現場の化学物質管理を実施するための手法等について、相談窓口を設置し、事業者からの相談を受け付けるとともに、事業者からの希望等に応じて専門家を派遣して実地指導を行うこととしています。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員に対し、化学物質管理に関する相談先として教示いただくなど、本事業の周知、活用に御協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 事業名 ラベル・SDS活用促進事業
- 2 委託先 テクノヒル株式会社 (<http://www.technohill.co.jp/>)
- 3 事業概要
 - (1) 化学物質管理対策に関する相談窓口の設置
 - ア 労働安全衛生法に基づくラベルやSDSの作成（GHSに基づく化学物質の危険有害性分類を含む。）、化学物質に係るリスクアセスメントなどについて事業者等からの照会・相談に対応するため、電話、メール等による無料の相談窓口を設置します。
 - イ リスクアセスメントの実施に係る相談があった際には、Web上で情報を入力する

ことによりリスクアセスメントが実施可能なツールである「化学物質リスク簡易評価法」(コントロール・バンディング) ※を紹介するとともに、相談者の希望に応じて、各事業場における化学物質の使用状況等を聞き取りつつ、相談窓口で情報の入力を実施し、出力された結果を相談者に対してメール・FAX 等の方法により送信します。

※ 参考

「化学物質リスク簡易評価法」(コントロール・バンディング)

ILO が、化学物質に係る簡単で実用的なリスクアセスメントのツールとして作成したものであり、作業の種類や、化学物質の種類・使用量等を入力することにより、推定されるリスクレベル及び講ずるべき対策が表示される。厚生労働省 Web サイト「職場のあんぜんサイト」内に公開している。

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzen/kag/ras_start.html

(2) 中小規模事業場を主な対象とする訪問指導

相談窓口でリスクアセスメントの実施について相談のあった事業場のうち、事業場の希望等に応じて、実施することが適切と考えられる事業場に対し、専門家を派遣し、化学物質に係るリスクアセスメントの実施について、訪問指導を行います。

なお、訪問指導については、委託契約上の事業場数に上限があることから、御希望に応じることができない場合があります。

(3) リスクアセスメントに関するセミナーの開催

事業場におけるリスクアセスメントとそのための SDS の活用方法に関し、事業者の理解の促進を図るため、全国 7 か所(東京、大阪(各 2 回)、札幌、仙台、名古屋、広島、福岡(各 1 回))で 8 月から 10 月にかけてセミナーを開催します。日時、場所等の詳細については、受託者のホームページをご確認ください。

4 その他

本事業に係るリーフレットを用意しています。(添付のとおり)

貴団体傘下会員事業者等の皆様への配布等に際し御要望がありましたら、可能な範囲で送付いたしますので、委託先(テクノヒル株式会社)に御連絡ください。

以上

連絡先：厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課
寺島、大野 TEL 03-3502-6756

テクノヒル株式会社
鈴木、浅井 TEL 03-5642-6144